

## 民法の成年年齢引下げに対する声明

1 2018年（平成30年）6月13日、第196回国会において、「民法の一部を改正する法律」（以下「本法律」という。）が成立し、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなった。同法は2022年（平成34年）4月1日より施行される。

当団体は、2016年（平成28年）10月18日付け「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」において、消費者取引被害の予防及び救済の観点からみて、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについて反対し、引下げに伴う問題点を克服するための施策が十分に実施され、その効果が浸透し、国民がこれを認識するとともに、世論の多くが契約年齢の引下げを望んでいる状況になることが不可欠であり、これらが達成されるまでは引下げるべきではないという意見を発出した。

しかしながら、以下で述べるように、この間に上記事項がいずれも達成されたとは到底いえない状況であるにもかかわらず、本法律の成立により民法の成年年齢が引き下げられることになったことには、極めて遺憾である。

2 まず、未成年者取消権の喪失の問題に対して、十分な手当がなされていない。

未成年者取消権は、未成年者が違法もしくは不当な契約を締結するリスクを回避するに当たって絶大な効果を有しており、かつ、未成年者に対してそのような契約締結を勧誘しようとする事業者に対しては強い抑止力となっている。民法の成年年齢を引き下げることによって、18歳、19歳の若年者から未成年者取消権を喪失せしめた場合には、これらの若年者に対する消費者被害の拡大が必至となる。

そして、現状においては、現行の未成年者取消権に代替する消費者保護施策が未だ十分に実施されていない。本法律と同じく上記国会で成立した「消費者契約法の一部を改正する法律」において、消費者が不安を抱いていることや勧誘者に対して恋愛感情等を抱いていることにつけ込んだ勧誘を理由とする取消権やいわゆる靈感商法を対象とする取消権が追加されたものの、いずれも適用場面を個別具体的な勧誘態様に限定した規定であり、未成年者取消権喪失に対する手当としては不十分である。

については、上記本法施行日から民法の成年年齢を引き下げるとするならば、上記の問題を解消するために、消費者の知識・経験・判断力不足等に乗じて契約を締結させるつけ込み型勧誘や威迫的な勧誘に対する一般的な取消権の導入等といった若年者の消費者被害を防止し、救済を図るために必要な法整備を行うことについて、早急に検討し、必要な措置を講じるべきである。

3 また、若年者の消費者被害の予防・救済のための消費者関係教育の施策も、未だ十分な実施がなされておらず、また、その効果が浸透しているとは言い難い。

上記本法施行日まで、各教育機関における生徒及び学生のほか、保護者、教

育関係者及び事業者に対しても、十分な消費者関係教育が実施され、その効果が浸透したことまで確認できるよう、早急に必要な措置を講じるべきである。

4 また、民法の成年年齢引下げについては、そもそも、国民のコンセンサスが得られておらず、この問題についての国民の関心が高まっているともいえない状況にある。

この問題についても、上記本法施行日までに、民法の成年年齢引下げ、それに伴う問題及びその手当につき、国民への十分な周知が行われるよう、早急に必要な措置を講じるべきである。

5 さらに、これらの施策が十分に実施されるためには、相応の予算を必要とするところ、現状、消費者行政予算については、地方消費者行政にかかる予算が削減される等極めて不十分な状況にある。

実効性ある十分な施策の実現のためには、その前提となる十分な予算が確保されるべきである。

6 以上のとおり、本法律の成立により上記各問題点が現実化することに対して遺憾の意を表明するとともに、本法律の施行日までに上記各問題点を実質的に解決する実効性ある施策が十分に実施され、その効果を浸透させること、及び、その前提となる消費者行政予算が確保されることを強く求めるものである。

2018年7月25日

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏 (弁護士・京都産業大学法務研究科教授)

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地

ヒロセビル4階

電 話 075-211-5920

F A X 075-746-5207